

令和元年第8回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和元年12月5日(木) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議第105号 | 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第106号 | 白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議第107号 | 白鷹町区長等設置条例の設定について |
| 日程第 8 | 議第108号 | 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第109号 | 令和元年度白鷹町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第10 | 議第110号 | 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議第111号 | 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第12 | 議第109号 | 令和元年度白鷹町一般会計補正予算(第3号)について
(予算特別委員長報告) |
| 日程第13 | 議第110号 | 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算(第2号)について
(予算特別委員長報告) |
| 日程第14 | 議第111号 | 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算(第2号)について
(予算特別委員長報告) |
| 日程第15 | | 委員会の閉会中の継続調査について (議会運営委員会) |

○出席議員(12名)

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 今野正明 | 議員 | 2番 | 金田悟 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 丸川雅春 | 議員 | 6番 | 笹原俊一 | 議員 |

7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	樋口浩
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	菅間直浩
町民課長	鈴木克仁
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設水道課長	佐藤雅志
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中村裕之
係長	橋本達也
書記	菅原美樹

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

これより令和元年第8回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付のとおりです。

議事に入ります。

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

10番 菅原隆男君

11番 関 千鶴子さん

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、11月26日の議会運営委員会に諮問したところ、12月5日から13日までの9日間が適当との答申がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月5日から13日までの9日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、中村裕之君。

○議会事務局長（中村裕之） 諸般の報告。

1. 第63回町村議会議長全国大会及び第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会。

11月13日、東京都で開催されました。

第63回町村議会議長全国大会が開催され、「東京への一極集中が進み、農山漁村からは若者が流出し、地方では少子・高齢化や過疎化、人口減少社会の到来により地域の活力は減退、加えて大規模災害等の大きな打撃を受けた町村の行財政運営は厳しい状況に置かれている。町村は地方創生を実現させるとともに、来るべきSociety 5.0時代におけるさまざまな可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要があることから、新たな時代における町村議会のあるべき姿を求めて果敢に行動していく。」とする大会宣言を行った。また、東日本大震災からの復旧・復興及び災害対策の確立、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備など特別決議2項目、要望28項目、各地区要望9項目を決定した。

同じく開催された第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会では、豪雪地帯対策の充実強化、冬期交通・通信の確保など8項目の要望を決定した。

全国大会の開催に先立ち、全国町村議会議長会創立70周年記念式典が、安倍晋三内閣総理大臣を初め多くの来賓の出席のもとで開催され、議会活動を通じて地方自治の振興及び住民福祉の向上に対し著しく功績のあった議会及び関係者の表彰が行われた。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

○一般質問

○議長（今野正明） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、観光分野の更なる充実を目指して、4番、竹田雅彦君。

[4番 竹田雅彦 登壇]

○4番（竹田雅彦） おはようございます。竹田雅彦でございます。

私のほうから、今回は観光分野について3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。1点目は、白鷹町観光交流推進計画の成果についてでございます。

いよいよ来年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。それに伴い、外国人の来日も多くなることが予測されます。そのため、各分野においても受け入れ準備を整えていると聞き伝わってきております。昨年、日本への外国人観光客数が3,000万人を超えたとも言われており、ことしはさらに増加すると見込まれているようであります。

白鷹町も観光分野は重要な産業の1つでもあり、いかに白鷹町に来ていただいて楽しんでいただくか、そして、また来たいと思っていただくかも非常に重要だと思います。我が町には、町内各所に古典桜があり、紅花まつりや鮎まつり、そばまつりなどなど、

四季折々にたくさんの魅力あるイベントや企画、観光資源もあり、それらのイベントの充実も含めた「白鷹町観光交流推進計画」が、2015年4月から2020年3月までの5カ年分策定されております。

そこで、今年度が最終年度のこの計画の進捗状況や成果はどうだったのか、白鷹町への観光客数や経済効果など、昨今の状況もあわせてお伺いをいたします。

また、現在策定中の次期計画においては、どのような点に重点を置いて計画を進めるお考えなのかもお伺いをいたします。

2点目でございます。2点目はインバウンド対策についてでございます。

我が山形県においても、県のホームページによりますと、外国人旅行者受け入れ延べ人数は、昨年平成30年には25万2,000人余りと2年前の平成28年と比較してほぼ倍増しております。その中でも、特に台湾からの旅行者が13万6,500人余りと54%を占め、中国、香港からの旅行者を合わせると16万5,000人余りとなり、中国系旅行者の割合は、外国人旅行者の実に65%に達しております。山形県は、温泉、山、スキー場などの観光資源にも恵まれているため、今後も外国人旅行者がふえることが期待されております。

そのような中で、我が白鷹町のここ3カ年間の外国人旅行者の受け入れ人数は幾らなのか。また、来町外国人の国や地域はどこが多いのかなど、白鷹町の外国人観光客の状況及びその対策をお伺いいたします。

3点目でございます。3点目は観光時の安全についてでございます。

観光の際、安全も大いに重要な視点の1つであります。日本は治安のよい国と言われておりますが、昨今、国の内外においても防犯対策が非常に重要になってきております。その際、有効な手段の1つが防犯カメラだと思えます。犯罪の抑止効果も期待され、また、万が一事件、事故などが起こった際、防犯カメラのデータが重要な証拠となり、犯人の逮捕にもつながることは、ニュースなどでも多々見受けられます。

そこで、我が白鷹町にはどの程度の数の防犯カメラが設置されているのか。また、町が設置している防犯カメラはどの程度あるのかなど、防犯カメラの白鷹町の状況についてお伺いをいたします。

以上3点、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 竹田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、白鷹町観光交流推進計画の成果につきましてお答えをさせていただきます。

白鷹町観光交流推進計画は、白鷹山や最上川を初めとした自然豊かな資源や伝統工芸などの白鷹町ならではの魅力を再発掘し磨き上げることをポイントに、「日本の紅（あか）をつくる町」、「まるごと白鷹町」のこの2つを大きな柱として策定をしまいったところであります。

平成27年度から令和元年度までの5カ年の計画であり、今年度が最終年度となっているところでもあります。

計画の目標は、年ごとの数値ではありませんけれども、観光入込客数は44万人、直売所入込客数は50万人、教育旅行受入者数は160人、紅餅生産200キログラム、町観光協会フェイスブックいいね数6,000件の5つの項目を設定して計画したところでありました。

平成30年度の実績数値は、計画に対し、観光入込客数はマイナス5万6,000人の38万4,000人、直売所入込客数はマイナス7万6,000人の42万4,000人、教育旅行受入者数はマイナス49人の111人、紅餅生産はマイナス77キログラムの123キログラム、観光協会フェイスブックいいね数はマイナス4,345人の1,655人という結果になり、いずれの項目も目標は達成できなかったということでもあります。

特に、入込客数の減少要因につきましては、近年の旅行ニーズの多様化による旅行形態の変化など、社会情勢の変化によるものではないのかと捉えさせていただいているところでもあります。

団体旅行の場合、多くは行き先や時間が制約されることや、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準が厳しく定められた影響もあり、近年は中央からの入込者数の減少傾向が続いていると認識をさせていただいているところでもあります。

他方、近年の旅行ニーズが買い物中心であるモノ消費から、体験中心であるコト消費にシフトしており、行先・時間とも個人の都合に合わせて柔軟に設定できるメリットがある個人型旅行が増加傾向であると認識をさせていただいているところでもあります。

これらの事情の変化も踏まえ、計画期間に取り組んできた事業の成果と課題をしっかりと検証し、新たな計画に反映させていく必要があると考えているところでもあります。

現在の計画の成果といたしましては、「日本の紅（あか）をつくる町」の取り組みにつきましては、観光交流推進計画初年度である平成27年度に、日本の紅（あか）をつくる町連携推進本部が設立されたところであり、紅花を活用した観光と紅花生産の両面での取り組みを推進することにより、今年度も紅花生産量日本一を継続しているところでもあります。

また、紅花に由来する紅（あか）色の農産物などの各種素材を「SHIRATAKA RED」として商標化し、観光ツールの1つとして事業展開を行うほか、新商品開発・販売にもつながっているところでもあります。さらに、紅花により故郷への愛着や誇りを醸成するため、子どもたちには紅花の生産過程をまとめた絵本「べにばなふしぎ」によって、紅花を知ってもらい、町内企業の皆様からはボランティア活動として紅花摘みにご協力いただくなど、幅広い町民の皆様にかかわっていただくことで、確実に「白鷹町」イコール「日本の紅（あか）をつくる町」が浸透しているものであると認識をさせていただいているところでもあります。

これらの取り組みによる成果の1つといたしまして、県内関係市町とともに、平成31

年2月に「日本農業遺産」に認定、令和元年5月には「日本遺産」、山寺が支えた紅花文化に、大石田町と本町が追加認定されたところであり、今後は県内関係市町や紅花に携わる方々と協力しながら、世界農業遺産認定に向けた取り組みなども期待をしているところでもあります。

「まるごと白鷹町」につきましては、町内の体験観光施設をPRし、訪問していただくために体験観光ブックの発行を行ったところでもあります。また、観光入込につきましては、大きな課題となっておりました冬期間の観光誘客のため、今年2月に「しらたか雪紅（あか）り」を新たに開催し、町内9カ所の地域で雪だるまやかまくらなどをライトアップするなど、本町ならではの冬景色を観光資源として見せることで、町内外からご来場いただき、町内を周遊していただいたところでもあります。近隣市町でも同時期にイベントが開催されていることから、大きな可能性を秘めているものではないのかと考えているところでもあります。

また、経済効果につきましては、観光拠点施設として位置づけているふるさと森林公園、あゆ茶屋、のどか村、どりいむ農園直売所の4施設の総売上額で比較してみますと、平成28年度は約6億9,500万円、平成29年度は約6億7,500万円、平成30年度は約6億4,800万円と若干減少傾向にあることも事実でございます。

経済波及効果につきましては、例えば平成30年度の4施設の総売上額をもとに、総務省が示している産業連関表等を用いて推計いたしますと、10億円を超える効果があると試算できているところでもあります。

また、本町の観光が抱える課題といたしましては、主に次のように捉えさせていただいております。

まず、本町には深山和紙や白鷹紬を初めとした伝統工芸、芋煮や味噌餅といった置賜ならではの郷土食など、観光につながる資源がありますが、高齢化などにより、新規従事者の担い手が不足していることも事実でございます。体験型観光による町内外の多くの方々によさを知っていただくことで、新たな担い手の発掘・育成につなげる必要があるとも認識をしているところでございます。

次に、本町の観光は、立ち寄り施設への入込客が多く、通過型観光が主流となっております。町内の施設を周遊していただくだけでなく、本町の豊かな資源を体験し、さらには宿泊を伴う滞在型旅行をしていただくことで、観光消費による経済波及効果を高めていく必要があるとも認識しております。

さらに、現在の観光の潮流は、モノからコトに変化していると、先ほど説明をさせていただいたところでもあります。改めて地域の魅力を再発掘するために、歴史・文化やスポーツといった分野も観光と捉え、新たな資源として活用し、多様な観光客をお迎えする準備をしていく必要があると思っております。

最後に、観光は限られた分野の人だけがかかわるものではなく、地元の人との交流が

旅行者の印象に強く残るとも言われております。「来てよかった」、「また来たい」と思っただくためにも、町民の皆様お一人お一人がおもてなしの心を持って接することが必要であると思っております。

これらを踏まえ、新たな観光交流推進計画につきましては、町内の各産業、幅広い世代の方々15名による策定委員会を組織し、策定を進めさせていただいているところでもあります。既にこれまで4回の策定委員会と3つの分科会などを行っているところでもあります。基本的には現計画を継承していく方向ですが、3つの大きな柱を設定してまいりたいと考えているところでございます。

まず1つ目が、日本の紅（あか）をつくる町の推進であります。これは現計画に引き続き、白鷹町が生産量日本で、日本遺産・日本農業遺産に認定された紅花を中心とした取り組みを継続することで、紅花に対する町民の皆様の意識・誇りをさらに醸成し、地域活性化につなげていこうというものでもあります。

2つ目が、体験観光と町内周遊の推進であります。観光に限らず、地域のあらゆる魅力を再発掘することで体験観光を推進し、新たなメニューなどを設定していくことや、施設間の連携などを通して町内を周遊していただき、ゆっくりと白鷹町を楽しんでいただくというものでもあります。

3つ目が、魅力発信とインバウンドの推進であります。魅力的な素材があっても、それらを上手にPRできなければ意味がありません。一方的な情報発信だけではなく、ニーズに合わせた情報発信が必要となり、ホームページの活用やリアルタイムな情報提供などを行い、観光スタイルや旅行者の動向を見きわめながら、魅力を発信してまいりたいと考えております。

旅行者に旅先として選んでいただくため、SNSや動画などを活用した効果的な情報発信を行うほか、広域連携による取り組みや、本町とかがわりのあるの方々などに町の魅力を発信してもらうという方法も有効であると考えているところでもあります。

なお、インバウンドにつきましては、今、竹田議員から別途ご質問をいただいておりますので、詳細は後ほどお答えをさせていただきます。

新たな計画を推進する上で、観光協会を初めとする各関係団体、地域、近隣市町等の連携は不可欠であり、それぞれの組織体制の充実を図るとともに、広域での連携を図ることで持続的な観光振興が図られるよう展開してまいり所存でもあります。

2点目のインバウンド対策につきましてお答えをさせていただきます。

現在、海外から日本を訪れる訪日外国人旅行者は年々増加しており、観光庁の報告によりますと、6年連続で過去最高を更新しており、平成30年は3,119万人が訪れたとのことでもあります。政府では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される来年2020年には、その数を4,000万人にするという目標を設定し、魅力ある地域づくりを初めとした各種施策に取り組むこととされております。

本町のインバウンドの取り組みにつきましては、平成28年度に発足されました「白鷹町国際交流協会」におきまして、台湾の現地旅行会社へのプロモーションなどを実施し、台湾の旅行者の嗜好や受け入れる際に必要とされる施設などにつきましての調査を行ってまいっているところでもあります。

また、台湾の旅行会社に対し、観光体験型の見学会を実施し、さらには、ことしも町単独で台湾の旅行会社を訪問し、本町を含めたツアー企画などのプロモーションをしてまいったところでもあります。全国的な海外プロモーションが行われている中、体験メニューや宿泊施設などから考えると、町単独での受け入れは容易ではなく、近隣市町との連携が重要であると認識しているところでもあります。

置賜管内の観光協会で組織されております「置賜地域インバウンド促進会議」でも、主なターゲットを台湾に絞り込んで旅行代理店の訪問を行っている状況であること、さらには、今年度運営を開始した長井・南陽・飯豊・白鷹の2市2町による広域連携DMO「やまがたアルカディア観光局」でも、台湾をメインターゲットとしてインバウンド受け入れに力を入れていることから、広域連携により、置賜管内をセットで捉え周遊していただくことにより、旅行商品としての価値を高める必要があると捉えさせていただいているところでもあります。

県の調査によりますと、置賜地域を訪れる外国人旅行者数につきましては、平成30年度で1万5,686人、本当に少ない数であります。平成28年と比較すると2倍以上の増加とはなっておりますが、県全体の7%にとどまっており、県内4地域で一番少ない状況になっているところでもあります。また、国別では台湾からの旅行者が54.6%と半数以上を占めているところでもあります。

そのうち、白鷹町を訪れていただきます外国人旅行者につきましては、まだまだ少なく、観光施設への聞き取りによりますと、平成28・29年度それぞれ約200名程度、平成30年度は約500名という数字でもあります。国別につきましては、正確な分析はできておりませんが、その多くは台湾を中心としたアジア圏であると伺っているところでもあります。

外国人旅行者の調査につきましては、今年度から各施設に外国人の入込調査の依頼を始めさせていただいたところであり、今後、その動向の把握に努めてまいりたいとしているところでもあります。

なお、町内宿泊施設への外国人宿泊数につきましては、ここ数年、年間30名程度で推移しているところではありますが、ことし町内2カ所にオープンしたゲストハウスでは、11月末現在で約50名という方々にお泊まりいただいているということで、新たな受け皿として期待をさせていただいているところでもあります。

観光庁の調査によりますと、外国人旅行者の情報源としてブログやSNSなど、知人経由のものが多くなっているということであり、インターネットを活用して町のよさを

幅広く発信していくことが重要になると考えているところであります。また、外国人旅行者の受け入れに必須と言われているW i - F i 環境の整備や駅・空港からの二次交通の整備につきましては、関係団体と連携をさせていただきながら対応、そして検討していく必要があると認識をさせていただいております。

3点目の観光時の安全につきましてお答えをさせていただきます。

全国各地でさまざまな犯罪等が発生する中、安心して観光を楽しめるということは、旅行先を選ぶ際の選択肢の1つになるものではないかと思っております。

町内全体での防犯カメラの設置数、いわゆる個人設置も含めた全体数につきましては、プライバシーや防犯上の観点を考慮し、町では把握はさせていただいていないところであります。

町が公共施設に設置している防犯カメラの台数につきましては、20施設78台となっております。観光拠点施設における防犯カメラの設置状況につきましては、ふるさと森林公園5台、道の駅白鷹ヤナ公園2台、荒砥駅前交流施設2台、どりいむ農園直売所は4台となっております。その他、各学校やまちづくり複合施設、この施設でございます。そして保育園等に設置をさせていただいております。そのような状況になっているということでございまして、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

以上、竹田議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） それでは、2次質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初、1点目の白鷹町観光交流推進計画の成果についてでございますが、特に白鷹町の大きなイベントでもありますさくら回廊、紅花まつり、鮎まつりやそばまつりなどの集客数の推移はどのような状況であったのでしょうか。

また、その集客に関して対応力がもう限界まできているというところなのか、まだまだ集客数は伸びしろがあるのでしょうか。もしその伸びしろがあるのであれば、その集客数アップのための具体的な方策はどのようなものなのかお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

まず初めに、観光4シーズンといいますか、さくらまつり、それから紅花まつり、鮎まつり、そばのキャンペーン等についてお答えをさせていただきます。

さくらまつりにつきましては、先ほども町長がご説明申し上げましたが、大型バスの団体観光客が減少していることから、ここ数年につきましては2万人前後で推移しているところでございます。

それから、紅花まつりにつきましては、今年度、令和元年度につきましては4,700人となってございまして、会場が1つふえたと、十王の山峡紅の里が1つふえたというこ

ともございまして、認知度の向上が図られているものと考えておりまして、増加傾向にあるものと捉えているところでございます。

それから、鮎まつりにつきましては、ことしと一昨年になりますが、台風の影響によりまして3日間の開催期日が2日間ということもございまして、およそ3日間で3万人前後の入込客数となっております。

それから、新そばのキャンペーン等につきましては、キャンペーンの応募者が3,000人前後で推移しておりますけれども、県外客がふえているという状況にあり増加傾向と捉えているところでございます。

それから、集客数についての伸びしろと申しますか、そういったものでございますが、各イベントにつきましては、例えばさくらまつりにつきましては、各桜の保存会でございますとか、メイン会場になります西高玉区という地域の皆さんに大変お世話になってございまして、地域の皆様方が組織する実行委員会を母体として活動を行っているものでございまして、これらにつきましては、地域力の重要さも必要と認識をしているところでございます。

伸びしろの部分につきましては、さくらまつりにつきましては、全国的な名所もあるということで、なかなか伸びしろが難しいとは思っておりますけれども、本町には古典桜ということで、各地区にございます。それらを周遊していただく手だてでございますとか、今まで私ども町として、それから地域として桜をそれぞれ植栽してきた場所もございまして、そういったところも手入れをしながら進めていけば何とか盛り返せるのではないかと考えております。

紅花まつりにつきましては、日本遺産、それから日本農業遺産ということで認定されたこと、それから山峡紅の里が設置されたことなど、県内の各地域との広域的な取り組みなども考えられますので、今後は増加が見込めるものではないかと捉えております。

鮎まつりにつきましては、今年度、会場のレイアウトを変えまして、駐車台数を大幅にふやすことができました。そういったことで、渋滞問題もある程度改善したのかなと思っておりますので、今後は、各イベントの内容でございまして、それから、鮎まつりは3日間ということで今まで進めてきておりますけれども、9月から10月の毎週土日について何らかのイベントをするとか、そういった長期的な取り組みをすることで、もっと多くの入込客数を確保できるのではないかと考えてございます。

新そばの関係につきましては、町内各地でそばまつりも開催されておまして、それぞれスタンプラリーなども実施してございます。そういったことで、観光入込客数については、県外からのお客様もふえているということで、まだまだ伸びしろがあるのではないかと考えているところでございます。

伸びしろとそれから集客アップの具体的な方策ということでご説明をさせていただきました。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、具体的に担当課長がご説明したとおりでありますけれども、ご案内でありますとおり、私どものイベント、集客を求めているイベントはほとんど野外でございます。屋外でやるということでございまして、天候に物すごく左右されるということでもあります。桜につきましては、咲く時期がまさしく天候によって予想ができないということでございまして、エージェントは前年度から、旅行会社は前年度からお客さんを募集するという形で募集なされるわけです。白鷹町に行きますと、全然咲いていないんじゃないかとか、葉桜になってもう桜がないんじゃないかということがここ数年続いているということでもあります。

これは、もうエージェントからすれば、桜も1つの題材であって、全体的に山形県の春の観光ということを考えながらそれぞれ商品としてつくられているわけございまして、大型バスの台数が非常に少なくなっているということも、その辺から言えるのではないのかなと思っているところでもあります。

それから、釜の越桜でございます。あの850年ぐらいの桜と言われておりますが、残念ながらここ10年前後、弱ってきておりまして、地元の皆様方も精いっぱい頑張って管理、保護に努めていただいたわけですが、一昨年ほぼというよりも、もう枯れたと宣言せざるを得ないような状況でありまして、それらが県の天然記念物から外れたということでもあります。

ただ、おかげさまで、約30年ぐらい前と聞いておりますけれども、枝が折れたという時期がありまして、その枝を直接地植えをした結果、そこから根が出まして、今、立派な桜に育っております。その桜は実から出たのではなく、完全に枝折れをしたものを植栽したということでもありますので、私どもでは正式にどうこうと言っておりませんが、釜の越桜の分身であるということでもあります。それを今のある枯れた木も残しながら、その地元で今一生懸命、新しく根が生えたものをもう一度そこに持っていきこうということで活動をしていただいております。

これは白鷹町の観光というものは非常に今までの取り組みが少なかった。年度的に非常に少なかったとあります。深山観音が国の重要文化財の指定になったという以外は、朝日連峰への登山口というしか対応できなかったということでもあります。そういう歴史が非常に少ない中で、釜の越桜につきましては、本当に本町の観光ということ呼び戻していただいたすばらしい歴史のあるものでございますので、改めて釜の越桜のその分身されたという桜を大事にし、観光客にPRしていく題材として使っていきたいなとは思っているところであります。

また、私どものような考え方の町は全国どこにもあるわけで、特に県内大きな観光地というものは、やはり蔵王とか、限られたところしかなかったわけでありまして、その後、いろんなイベントがそれぞれの自治体でお客さんを入れましょと、要するに集客

をしましようということでも頑張ってきたわけでありまして、そういうことが、今逆に地域間競争を起こしまして、毎週何らかのイベントがそちらこちらで開催されるという状況になっております。

それらを1つの考え方として、先ほど申し上げました長井市が中心となったDMOをアルカディア観光局ということもあるわけですが、まだそれすら始まったばかりでありまして、まだまだ1つにまとまってやっというよりも、今までの歴史の中で、それぞれの地域の方々から協力をいただいていたということでもありますので、それぞれのイベントはまだそれぞれに続くものと思っております。

ただ、今後、そういう同じようなイベントをやるにしても、連携してそれぞれのイベントの中で、それぞれの地域の中とそれぞれの連携をとるということが、これから必要になってくるのではないのかなと思っております。

それらが、やはり置賜広域観光とか、定住自立圏の中におきましての観光という捉え方をしていく必要があるのではないのかなと思っております。この辺はまだまだそういうものをうまく検討し、取り組めば、伸びしろは私はあると思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 丁寧な答弁本当にありがとうございました。

それに加えまして、先ほど町長の答弁でもスポーツも観光というご発言がありました。ことしの9月の若鮎マラソンにおいて、例年になく参加者が多かったと、申し込みが多くて1,200名を超えた。当日も1,100名以上の完走者があったということでありましたけれども、マラソン大会参加者の方々への観光PRの状況等はどうか。

また、わかれば結構ですけれども、経済効果がどの程度あったのかなどというところもお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

先ほど議員からお話しありましたように、ことしの若鮎マラソンの大会参加者については1,282名ということで、全国的にランニングの愛好家がふえているということで、増加傾向にあるのではないかなと思っております。

それで、若鮎マラソンの時期につきましては、ちょうど去年、ことしと鮎まつりの時期と重なっていることもございまして、観光PRにつきましては、大会のチラシのほか、鮎まつりの開催のお知らせでございますとか、それから会場の総合案内、そして町の観光パンフレット等を一緒に入れていただいております。

その若鮎マラソン大会に参加した方々における経済効果というものにつきましては、数字的には把握しておらないところでございます。

ただ、大会終了後、やはりお昼をどこかのお店で食べていただくとか、それから帰り

に温泉に入ってくださいとか、そういった状況はあったものとは捉えているところがございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） やはりイベントがあって、何百人という方が町外から来ていただくということで、やはり町にとどまってもらい、また、もう一回町に足を運んでもらうという仕掛けがやはり重要ななと思っているところであります。

ほかの村山地方の自治体ですと、市内の飲食店や温泉などの割引券を作成して、期限も当日のみではなくて、約1カ月なり、1カ月半の幅を持たせてあったり、またお店のマップも作成したり、また置賜の別な自治体では、道の駅での買い物の際に5%程度割り引くという取り組みをしているようであります。実際、その自治体などは割引はお店側の負担ということで、当然お店側の理解も必要になってくるわけですが、そういった仕掛けや工夫は白鷹町も当然必要だとは思われます。

ただ、教育委員会等々の連携も当然必要になってくるとは思いますが、あとランナーも走り終わりますと、汗をかきますので、何とか汗を流したいということで、当然温泉にも入りたくなるということで、パレス松風などの割引券等があれば、さらに入浴者数がふえるかと思われます。

パレス松風の魅力の1つに露天風呂があったわけですが、今、残念ながらいわけですけれども、そういった露天風呂がなくなる前と後の入浴者数はどのようなものだったのか。また、露天風呂の復活などはお考えかどうかなども含め、今後、ふるさと森林公園の整備も当然あるでしょうから、あわせてお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えさせていただきます。

まず初めに、若鮎マラソンとかで各種大会等に参加された方にもう一度来ていただく、リピーターになっていただく仕掛けというもので、議員からは割引券の発行とかをやっている自治体もあるというお話でございまして、それらにつきましては、参考にさせていただきながら、関係団体、例えば商工会でありますとか、若鮎マラソンの実行委員会でありますとか、そういったところと協議しながら、検討させていただきたいと思えます。

なお、先ほど議員から置賜の道の駅ということですが、米沢の道の駅では、まちナビカードといいまして、事業所が100ぐらいあるところで、それぞれ米沢道の駅からさまざまな1割引だったり、飲み物を無料提供しますとかといった、そういったサービスをしますよというカードを持って行くと、その置賜の100カ所でそういったサービスが受けられるという、米沢だけでなく、ほかの自治体にも回るような仕組みで設定されたものがございまして、本町においてはパレス松風で50円引きのカードを出してい

らっしゃるとお聞きしておりますので、そういった取り組みもしていらっしゃると。

それから、町外者向けといたしますか、町の外の方に対しては、白鷹町のいまっとファンクラブ事業ということがございまして、こちらの会員には毎月旬の情報を送っているところがございますが、町内の協賛店が9店舗ほどございまして、その会員証を提示されると何らかのサービスが受けられるという制度もございまして、そういったサービスも参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

それから、パレス松風の露天風呂の関係でございまして、パレス松風のお風呂の利用者様からは、露天風呂が欲しいというご要望は私どもも伺っているところでございます。慎重に考えていかなければならない点でございまして、1つは、浴室から直接露天風呂に行くようなことを動線として考えなければならないということ、それから、規模ですね、どれくらいの大きさ、この敷地にこれくらいの規模の露天風呂ということとか、やっぱり位置でありますとか、そういったことを慎重に検討させていただきたいと思っております。

それから、ふるさと森林公園、観光施設の整備につきましては、ふるさと森林公園につきましては、昭和61年に町民保養センターということで設置をさせていただいて、現在までさまざま増設もしながら、そして浴室でありますとか、宿泊施設も増設しながら運営を行ってきております。約80人ぐらい泊まれるという施設もございまして、重要な観光施設と捉えております。

昭和61年の町民保養センターから随時やってきているわけございまして、もう三十四、五年経過するというところでございます。また、増設したのが平成10年でございますので、宿泊施設が増設したのが20年経過しておりますし、浴室、源泉もそのときに第2号源泉ということで掘削をさせていただいて20年が経過しているということでございます。老朽化もしているということでございまして、1つは源泉も湯量がなかなか出てこないという状況もございます。

また、近年、燃料費が高騰しているという状況もございまして、利用客数も若干の減少傾向にあるということと、経営的にもなかなか厳しいということもございまして、そういった点を鑑みながら、全体の整備構想もつくりながら、年次計画を持ってそれぞれ対応してまいりたいと考えてございます。

特に、燃料的には、こちらの施設もバイオマスエネルギーを使った暖房ということでもやっておりますので、ふるさと森林公園には森林もございまして、本町の木材を使ったバイオマスエネルギー等の検討もしなければならないのかなということ考えているところでございます。

そのような状況の中で、新たな観光交流推進計画の中でもこういった老朽化、ふるさと森林公園ばかりでなくて、老朽化が顕著にあらわれている部分については、それぞれ対応していくようなことで考えてまいりたいと思っております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） いろいろ丁寧な説明ありがとうございました。

白鷹町の特産物ですとか、地域の環境、それから白鷹独自の特色を生かした観光の取り組みを今後ともご期待申し上げて、次の質問をさせていただきたいと思います。

インバウンドの質問でございますが、外国を見ますと、キャッシュレスの決済は日本と比較すると非常に大幅に高く、逆に日本は現金の信頼度も高いこともあって、普及率が非常に低いという状況のようでございます。

ただ、今現在、キャッシュレス化を進めるに当たって、国の施策で、無料で今キャッシュレス化を進めるということがありますけれども、我が白鷹町の小売店でのキャッシュレス決済の普及率ですとか、そのキャッシュレス環境、それから先ほど町長の答弁にもございましたが、W i - F i の環境整備等々についてお伺いをしたいと思います。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

初めに、キャッシュレス決済の関係でございますが、国では2025年までに40%という目標を掲げてございます。本町におきます普及率につきましては、11月現在で、商工会加盟の小売サービス業147事業所のうち36事業所、率にして24.4%の事業所が導入をしていらっしゃるという状況でございます。

また、国の制度で、決済事業者にかかわる手数料の3分の1を支援しているということもございます。また、そういった支援事業、それからキャッシュレスのポイントの還元というのが来年6月で終了するということでもございまして、なかなかお客様の動向を見てその事業所が判断するということで、導入するというところまではなかなか進んでいない状況にあると理解をしております。

キャッシュレスでの支払いの制度を使いますと、現金と比較して1.6倍くらいの売り上げが期待できるという話もございますが、本町の事業者がそういったことで捉えているのかというのが、やはり疑問ではございますが、そういった国の制度でございますとか、制度の周知を図りながら、今後もPRを続けていきたいと思っております。

次に、W i - F i の環境の整備状況でございますが、町が設置している観光施設の整備状況につきましては、パレス松風でございますとか、どりいむ農園直売所、それからこの中央公民館部分とかについてはW i - F i の環境が整っておりますが、深山地区のどか村周辺でございますとか、それからあゆ茶屋、そちらがまだW i - F i の環境が整っていないという状況であると捉えているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） なかなか整備状況につきましては、低い推移だということのようでございます。外国の方の人数もやはりそんなに多くはないということではございますけれども、やはり白鷹町である程度外国人の観光客を引きとめるですとか、それから外国

語表記等々も当然必要になってくるかとも思いますし、それから、国内はもちろん、海外にも情報を発信していくということが、今後もさらに求められてくるかとも思います。そこら辺あたりの方策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、外国人の方々が旅行先に選ぶ際の情報源としては、ブログでありますとか、SNSをツールにして、ここに旅行したいということをお考えになるということでございますので、やはりそういったインターネットを活用して町の魅力を幅広く情報発信していきたいなと思いますし、町とかかわりのある方々にもご協力を願いたいと思ってございます。

また、昨年からインバウンドの推進、地域活性化のためのスタディツアーということで、東京外国語大学と締結してございまして、留学生を含む大学生の受け入れを行ってございます。それぞれ私どもの町に1週間ぐらい滞在をしていただきながら、学生の立場から、また留学生の立場から町を見ていただいて、観光のあり方、あと案内の仕方とか、そういったことについてもご提案をいただいておりますので、やはりそういった学生の方々にも情報を発信していただくようなことで、これは継続した中で学生の皆さんにもお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

国際化と情報社会化がどんどんやはり進んでいく中で、今後も白鷹町の魅力を海外に発信していただきながら、受け入れ体制の整備も充実していただけるようにさらにご期待を申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

観光時の安全についてでございます。防犯カメラでございますが、防犯カメラを設置する際、現段階で町の補助制度等はあるのかどうか。

それから、店舗、店に設置する場合は全てやはり店側の責任において設置することになるのか。

また、そういった店の集まっている商店会の設置についてはどうなのかというところについてお伺いをしたいと思います。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置につきましては、現在のところ、町の制度の中ではご支援できるものがないという状況でございます。やはり各お店がおつけになる防犯カメラにつきましては、それぞれのお店の責任のもとで行っていただくということになると認識をしているところでございます。

また、商店会の設置ということでございますが、やはり商店会というよりは商店街と

いいですか、お店がずっとつながっているところでありますとか、そこにアーケードなんかがあるところの部分については、国や県でありますとか、町独自の支援もしていらっしゃる場所があると伺っているところがございますが、本町につきましては、商店街というような通りはなくて、いわゆる商店会みたいな感じになっているところがございます。

私どもといたしましては、やはり設置のインシャルコストだけをご支援させていただいても、やはりランニングがかなりそれぞれかかるということで、そういったことも念頭に置いていただきながら、例えば商店会で導入する場合には慎重なご検討をいただきたいと思っております。特に、以前に荒砥の横町、上町でありますとか、鮎貝の内町、大町等について商店街のほうで設置した街路灯なんかがございますけれども、やはりお店がだんだん少なくなっていく中で、電気代等のやはり管理、負担ができなくなってきて、今は町内会でそれを負担しているという状況も見受けられますので、その辺は慎重に検討して、その中で町としてどういったご支援ができるかということを考えさせていただきたいと思っております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

ある程度その商店会ですとか、地域の中で設置する際には慎重に検討して、町とも少しやりとりさせていただくという認識でよろしいかと思っております。今回は、観光分野の視点からの防犯カメラ等々の質問をさせていただきましたけれども、防犯ですとか、それから安全対策は、やはり全体での取り組みが必要だと思っております。今後も地元住民の方々の声に耳を傾けていただきながらも、町と住民が協働しながら取り組んでいただけるようよろしくお願い申し上げます、以上で私からの一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今野正明） 以上で竹田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

休 憩 （午前10時32分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、第6次白鷹町行財政改革大綱の目指す方向は何か、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） 皆さん、おはようございます。横山和浩でございます。

本日は、「第6次白鷹町行財政改革大綱の目指す方向は何か」と題しまして、大きく3つのことについて質問をさせていただきます。

第5次白鷹町総合計画の期間が終わりを迎えつつある中、総合計画を柱としたさまざま

まな計画も1つの区切りとなるようです。本日はその中の1つ、第6次白鷹町行財政改革大綱の策定に当たり、第5次行財政改革大綱で実施してきた取り組みの経過も踏まえ、質問をさせていただきます。

行財政改革への取り組みが不可欠であることは、改めて申し上げるまでもありません。財政が厳しいからと竹を割ったように町民サービスを削減されては困りますし、将来への投資をおざなりにすれば、次の世代への顔向けができません。改革という名に値する取り組みで、白鷹町のあすと未来をマネジメントする大変に重要な施策であると理解しております。

限られた財源、組織の中で、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、不断の見直しと効率的な事務事業を目指す。抜粋ではありますが、効率的な行財政運営の推進に当たり、白鷹町が示しているこれらの方針はすばらしいものであります。その姿勢と取り組みに期待をしております。

それでは、最初の質問として、行動計画における指標についてお伺いをいたします。

第5次行財政改革大綱の行動計画では、幾つかの項目に指標を設けておられます。例えばまちづくり座談会の指標は参加者数であるようです。しかしながら、参加者数の把握だけでは、座談会に参加された方が町政にどれだけ満足しているのか把握することが難しいのではないのでしょうか。町民満足度向上のための取り組みなのですから、その目的に準じた項目を指標としてもよいように思います。必要であれば、参加者にアンケートを実施するのも1つだと思います。

また、指標を活用することで、事業を充実・改善させるような取り組みも可能ではないかと思います。男女比や年齢の指標を設ければ、多様な町民が集まる座談会になるのではないのでしょうか。また、発言の数を指標とすれば、意見が出やすい雰囲気づくりなどの工夫も生まれるものと思います。

大綱には、職員の意識改革、PDCAサイクルの定着がポイントとされている項目もありますので、その観点でも指標、つまりチェック項目を充実させる取り組みはよい効果を期待できるのかもしれませんが。

これらを踏まえ、第6次行財政改革における行動計画の指標についてご所見をお伺いします。

2つ目に、情報公開についてお伺いします。

第5次行財政改革大綱には、改革の進捗状況について「町の広報紙やホームページを通して随時公表し、町民の理解を図ります」と記載されてあります。情報公開は、町政への信頼を高めるだけでなく、町民に町政への参画を促すための大切な取り組みであると理解しております。

町のホームページを拝見しますと、行財政改革大綱の全文が第2次から第5次まで掲載されておりますし、関係協議会等の議事録、給与定員管理の状況、公営企業及び第三

セクターの財務状況と幅広く公開されてありますので、公表は計画どおり実施いただいていることがわかります。しかしながら、情報公開の内容が期を重ねるごとに減らされているのではないかと感じております。

例えば第3次白鷹町行財政改革では、大綱の概要版が作成されて、集中改革プランについてはダイジェスト版が載せられてあります。その成果も1年ごとに公表されていて、町民にわかりやすいすばらしい情報公開であったと思います。

ところが、第4次からは大綱の概要版が掲載されなくなりました。1年ごとに示されていた成果の公表は、公表そのものがなくなり、給与・定員管理の進捗以外はどのような成果があったのか町民は知ることができない状況になっています。

さらに、第5次からは行財政改革推進協議会の議事録も公表されなくなりました。また、行財政改革とは異なりますが、行政評価の公表も行われておらず、情報公開への取り組みが進んでいないように感じています。

つきましては、第5次行財政改革における町民への情報公開の取り組みは十分であったのか、また、第6次行財政改革では情報公開のあり方をどのように考えているのか、ご所見を伺います。

最後に、人材育成についてお伺いします。

当局におかれましては、イノシシ被害など新たな課題にもしっかりと対応されており、改めて感謝を申し上げます。これら町の積極的対応が喜ばしい反面、地方分権による国から自治体への権限移譲が進み、町民の要望も多様化しており、職員が抱える業務量が以前よりもふえているのではないかと思います。新規採用を控えた時期の影響で、職員構成にアンバランスが生じ、役職者の負荷もふえているということも聞いております。

このような状況の中、ほかの自治体職員との交流や、情報感度を高めるような学びなど、いわゆる人材育成が十分に行われているのか、忙しさの代償として省かれていないのか不安があります。

目の前の仕事に追われる日々が続けば、白鷹町の未来をじっくりと考えて対策を練ることや業務改善に取り組む時間をとりにくいものです。そのような期間が続けば、町民サービスの質は下がり、自治体間競争の時代において白鷹町は魅力を失ってしまう、そんな可能性もあります。まちづくりの主体は町民でございますが、当局に支援や指導を期待する声は以前よりも高まっています。その期待に応えるためにも、職員の人材育成はしっかりと行っていただきたいと思います。

第5次行財政改革において、信頼される行政の推進に当たり、人材育成の推進を項目の1つとして挙げておられますので、どのように人材育成が行われているのかお伺いをいたします。

また、これは将来の話ですが、RPA、つまり単純作業を自動化する技術の発達によって、定型的な業務は人間の手を離れるとの予想があります。今後の行政というのは、

少ない職員数で今のサービスを維持する必要性が出てくるため、これらの技術の導入は避けられないとも言われているそうですので、いずれ白鷹町にも導入されるのではないのでしょうか。

いわゆるスマート自治体への転換が進めば、職員に求めるスキルも変わると思いますので、これからの人材育成の方針にも大きく影響するものと思います。そのような観点も含めて、今後どのような人材を育成する方針であるのかご所見をお伺いします。

以上、一般質問をさせていただきます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、白鷹町行財政改革大綱の行動計画における指標につきまして、お答えをさせていただきます。

第5次白鷹町行財政改革大綱につきましては、推進期間を平成27年度から令和元年度までの5年間とし、地域の活力の再生・創造の推進、民間力のさらなる活用の推進、効率的な行財政運営の推進、信頼される行政の推進の4つの基本方針を柱として、30項目の重点課題を設定し取り組んできたところでもあります。

この重点課題につきましては、行動計画を策定の上、それぞれの行動計画におきまして目標を設定し、事業の推進を行っているところでもあります。さらに、この目標の達成に向けた進捗度を客観的に把握できるよう、極力数値化した年次計画の指標を設定しているところでもあります。

ただ、残念ながら、数値化できないものもあることも事実でございます。

平成30年度までの重点課題の進捗状況につきましては、「計画どおり実施」が23件、「おおむね達成」が7件で、計30件、「おおむね達成」以上の割合が75%となっております。一方、「計画どおり進んでいない」が9件、「未実施」が1件で、合わせて10件となっているところでもあります。この未実施につきまして、先ほど申し上げましたような数値化が非常に難しいというところが未実施という状況での把握をさせていただいているところでもあります。第6次白鷹町行財政改革大綱での対応策の検討を現在行っているところでもあります。

ご質問のまちづくり座談会につきましては、同大綱に掲げる改革の取り組みの1つである信頼される行政の推進として取り組んでいるところでもあります。その中で、町民の参画機会の拡充の達成状況をはかる1つの指標として、まちづくり座談会の参加者数を設定しているところでもあります。

これは、事業評価に向け、定量的に設定可能な参加者数を活動指標として採用したのもでもあります。果たしてこれがいいのか悪いのかという議論につきましては、また別問題でございます。

なお、開催日やテーマなどの決定に当たっては、地域の意向を十分尊重し、座談会の持ち方を工夫することで、町民の皆様の参画機会の拡充を図ってきたところであります。ことしで10回目を数えさせていただいているところでございます。

その結果、まちづくり座談会の開催当初は、道路・水路に関する要望がほとんどでありましたが、近年のまちづくり座談会は、それぞれの地区の課題をテーマとして設定していただき、そのテーマにつきまして議論をするものに変化をさせていただいているところでございます。これは、町民の皆様が本町のまちづくりに対し、より関心を持っていただけるような成果であるのではないかと捉えさせていただいているところでもあります。

このように、行動計画におきまして、定量的に設定した活動指標は、その取り組みをPDCAサイクルで、一定時点で評価する上で必要不可欠であると認識をしております。また、数値であることから、客観的な事業評価ができるものとも考えているところであります。

一方で、都度アンケートをとらなければ捕捉しがたいデータや活動指標に設定することは、町民の皆様への過度の負担や行政事務量の増大が懸念されることから、効率的かつ効果的指標の設定をしていく観点も必要と考えているところでもあります。

現在、策定中の第6次白鷹町行財政改革大綱におきましても、議員のご指摘を踏まえつつ、重点課題の解決を評価する上で、より効率的で効果的な指標の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報公開につきましてお答えをさせていただきます。

白鷹町の行財政改革につきましては、平成8年度に第1次行財政改革大綱を策定以来、5年ごとに見直しを図りながら取り組みを行ってきたところであります。特に、平成17年度に策定した第3次白鷹町行財政改革大綱につきましては、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化などの7項目を中心に、特に重視して取り組むべき事項の具体的計画内容や、目標数値を可能な限り明示した「集中改革プラン」の策定が義務づけられたということでもあります。これは国からの指示と理解していいのではないかと思います。

さらに、その策定内容と進捗状況の公表が義務づけられ、本町におきましても、先ほど議員から指摘があったように、公表の義務化ということで取り組みをさせていただいてきたところでございました。これは、当時、小泉内閣による構造改革の一環として、国の三位一体改革の推進による補助金の一般財源化、地方交付税の抑制、税源移譲などの影響を大きく受けて、地方自治体の財政運営が非常に厳しいものとなったことにより、国主導による行財政改革が進められてきたという経緯によるものでもあります。

このような状況により、第3次までの行財政改革大綱につきましては、職員数の削減、

給与適正化、補助金の見直し等の経費削減に重点を置いた取り組みを行ってまいったところでございます。その結果、経常収支比率が、平成16年度の93.5%から平成22年度には88.9%まで改善するなど、財政状況の改善に成果があったものと捉えさせていただいております。そして、その進捗状況は国の義務づけとして公表してきたところでありました。

しかし、国主導による痛みを伴うこの改革は、特に本町のような財政力の低い小規模自治体にとっては、補助金交付の適正化基準による一律見直しや職員採用の抑制によるアンバランスな年齢構成を招くなど、影響を残したことも事実でございます。

第4次以降の行財政改革大綱につきましては、一定の役割を果たしました集中改革プランの内容は主眼とせず、町民サービスのあり方やサービスの向上、町内経済への波及効果といったところで、自治体経営としての観点によるものへと転換をさせていただいたところでございます。

これは、国の義務づけにとらわれない本町独自の取り組みであり、その取り組みの進捗状況等につきましては、町民の代表の方で組織する行財政改革推進協議会に報告をいたしまして、ご意見をいただいて取り組んできたということでもあります。さらに、予算編成や決算認定などを通じましてご報告をさせていただくなど、必要に応じて公表を行ってきたところでもあります。

第6次行財政改革大綱につきましても、基本的な方向性は第5次行財政改革大綱を継承しつつ、新たな行財政課題に対応するため、AI等のICTの活用や職員の働き方改革の推進、公共インフラの維持管理など、新たな視点を取り入れさせていただいているところでございます。

策定に当たっては、パブリックコメントの実施を予定しており、その中で、第5次行財政改革大綱の取り組み状況や行財政改革推進協議会の議事録などにつきまして公表し、意見を賜りながら策定を進めてまいるとともに、取り組みの進捗状況等につきましても公表してまいる予定であります。

次に、人材育成についてお答えをさせていただきます。

職員の人材育成につきましては、平成15年度に人材育成基本方針を策定し、以降、3年ごとに見直しを行いながら取り組みを行っております。社会の変化に適応し、町民ニーズに的確に対応した質の高い行政を展開できる人材を育成することを基本指針とし、組織全体で町政を支えるプロ職員を育てていく取り組みを行っているところでもあります。

現在は、第5次改訂版により、目指すべき職場像4項目、目指すべき職員像6項目を掲げ、職員一人ひとりが個々の能力を最大限発揮できるようなチームワークのよい明るい組織づくりを目指しております。また、職員数が限られている中で調整をさせていただきながら、独自研修や研修所への派遣研修等を実施をさせていただいております。

特に、職員採用を抑えた時期の影響により、30歳代の職員が極端に少ないアンバランスな年齢構成の状況である中、部下や後輩を指導する体制が十分とは言えない実態があるのも事実でございます。

その改善のため、係長級以上を対象としたOJT研修を平成29年度から行っております。この研修は、職場におきまして、職務を通じて行われる研修、すなわち上司が部下を、先輩が後輩を、経験者が未経験者を良好なコミュニケーションをとりながら、実務を通じてその仕事に必要な情報や経験等を伝えるための、より効果的な手法を学ぶ研修となっております。これは、指導を受ける若手職員の能力を最大限発揮させるための重要な研修であると認識をしているところでございます。

また、平成28年度から導入しております人事評価制度は、職員がその担当する業務におきまして、目標管理の手法を用いて、業務遂行過程で発揮した能力及び業務の達成状況、取り組み内容を上司が適正に評価することにより、職員のやる気を引き出すことで個人の能力等を高め、組織の活性化を図ることを目的としているところでもあります。ひいては住民福祉の向上につながることから、その実践手法につきまして毎年研修を行っているところでもあります。

外部組織との職員交流としては、平成27年度から30年度まで、森林・林業再生といった町の主要施策に資するため、国との職員交流を行ってまいりました。また、県との人事交流は継続して実施しており、さらに、後期高齢者医療広域連合事務局や西置賜行政事務組合事務局など、関係団体への派遣も行っているところでございます。

人事交流につきましては、人的ネットワークの構築と効率的・効果的な行財政運営の推進や市町村財政の現状や課題等につきまして学ぶ有用な機会であり、限られた職員数の中ではありますが、可能な限り継続して取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

次に、スマート自治体への転換を見据えた人材育成につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第6次行財政改革大綱におきまして、AI等のICTの活用や職員の働き方改革の推進を新たな視点として取り入れる方向で検討をしているところでございます。

先端技術を活用することにより、定型的業務の効率化を図るとともに、職員の配置を見直し、企画立案や相談業務等のオートメーション化できない部門に人材を配置することで、組織の活性化を目指すものであります。しかしながら、これによって町民サービスの低下ということは絶対にあってはならないと認識をさせていただいているところでございます。

また、マイナンバーカードの利活用による新たな行政手続を導入し、手続の簡素化、便利で利用しやすい行政サービスを提供することで、住民満足度の向上を図ってまいります。

さらに、働き方改革を推進することにより、子育て中の職員や意欲ある女性職員を初め、全ての職員が能力を最大限に発揮することができるような職場環境づくりに取り組み、意欲の向上とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいりたいと思っています。

職員は、各職場におきまして専門的な分野に携わっており、物事理解力や判断力につきましても、日々の業務の中で培われております。しかしながら、今後はそれらに加え、地域をよりよくしていくための想像力、そして、それを実現するための行動力をより一層身につける必要があると認識をしております。

住民に一番身近な基礎自治体として、地域とのつながりを大切にしたい人材育成をより一層強化するとともに、職員一人ひとりが自分の仕事に誇りと責任を持ち、他の職員との連携を重ね、町が取り組むべき重点施策を着実に実施していくための組織づくりに努めてまいりたいと思っています。

以上、横山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 大変丁寧な答弁を頂戴いたしました。

行動計画の指標について改めて伺いをいたします。

まずは、平成30年度の行動指標の達成が「おおむね達成」以上が75%以上ということでございます。第5次行財政改革大綱の取り組みの中でも当初は75%ということを書いてありましたので、おおむね計画どおり進んでおられるのかなということをお喜びしているところでございます。

それと、この行財政改革大綱における行動計画の指標、このあり方についてなんですけれども、やはり地域にでもさまざまな計画がある、当局のほうでもさまざまな計画をされている。その似たような分野に関して取り組むものについてコンセンサスをとったり、合意を図る、そんなことについてどのような取り組みをされているのか伺いたしたいと思います。

例えば行動計画の中では、自治活動支援の推進の中で、自治組織加入の推進を挙げておられます。町内会へ入りましょうということだと思っておりますが、多分これは各地区によって、地域によっては同じように悩まれている、同じような課題であったら、ベクトルを合わせて一緒に頑張りましょうやということがあってもいいのかと、そういった取り組みがこれまでどういうふうに行われているのか、このあたりについて伺いたします。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

各地区でも地域づくり計画ということで策定されているとは思いますが、町には総合計画がございまして、その策定において調整は図られているのかなという認識を

しております。行財政改革大綱につきましては、効率的な行財政を行うということでありまして、総合計画を下支えするという位置づけと認識しておりますので、大綱と各地区計画との整合性ということではとってはおりませんが、同じ認識の中で進んでいるものと捉えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 総合計画、もちろんその部分でかかわる部分と理解しております。パブリックコメントを含め、さまざまな地域の声をいただきながら、計画等も進めていただければと改めて思います。

続きまして、2つ目に質問させていただきました情報公開についてでございます。

こちら特に大きなものは、やはり情報公開としてホームページ上に上げていただいているわけですが、こちら説明会の開催などで町民の皆さんへの計画への理解を深めるための取り組みをぜひこれまで以上に推進していただきたいと思っております。

現在も行財政改革大綱ですとか、第6次総合計画に関する情報をホームページに掲載いただいているわけですが、若い方からご年配の方まで全ての方がこの文章を読んだだけでこの計画を理解するというのではないかもしれないということも思います。歴史的な背景であったりとか、これまでの経緯とか、そういったことを伝えることで、より深くさまざまな計画を理解することができるという方もいるのではないかと思います。既に計画によっては説明会、もちろん開催いただいているわけですが、さらにこの取り組みを進めていただければと思っております。

特に、パブリックコメントを求め、実施される場合は、説明会、形はどういったものでも構わないと思うのですが、こんなふうに思っているんだと、こういう思いなんだよということを直接お届けいただくことで、やはり皆さんの理解が深まるんじゃないかと思いますし、当局におかれましては、ああ、ちゃんと伝わっているんだということとわかるんじゃないかということも思います。

町民の皆さんにおかれましては、自分の意見を整理する上で、当局からのご説明があればより簡素化できる、場合によってはパブリックコメントももっともつとふえる可能性もあると、そういったことを期待もしますので、ぜひパブリックコメントを行う際は、説明会の開催、これらをぜひ推進いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 企画政策課長、菅間直浩君。

○企画政策課長（菅間直浩） お答えいたします。

各種計画についての説明の機会ということでございますけれども、主要な計画の立案に当たりましては、策定におきます過程の段階でより多くの皆様方に説明をし、ご意見をいただきながら計画に反映させていくというように努めてきているところでございます。例えば、今般、第6次総合計画を策定しているところでございますけれども、これに当たりましては、町民アンケートを実施し、さらに、各地区のまちづくり座談会、昨

年の座談会でその概要等について説明をさせていただいたところです。

さらに、計画策定に当たりましては、公募の委員の方も含めた町民の方に集まっていたいただいた町民会議の開催、そして、区長会を初めといたしました各種団体との意見交換などもさせていただいております。そういったさまざまなプロセスを経て策定を進めてきたと認識しておるところでございます。

さらに、そういった皆様方のご意見を反映した計画の部分につきまして、ホームページ等で公開したり、あるいはコミセンにその内容をお示ししまして見ていただいた上で、パブリックコメントを実施してきた、そういったことでございます。最終的には振興審議会にお諮りして答申をいただいたものを町で決定していくという流れになるわけでございます。

このパブリックコメントについてでございますけれども、これにつきましては、協働のまちづくり条例ということで、こちらに定めておりまして、平成16年から実施している制度でございます。この制度につきましては、そういった町の政策形成の過程を透明性を持って行う、そして公正性を向上させると、そういったことを目的としているものでございます。

対象といたしましては、総合計画などの町の政策に関する基本的な計画の策定、あるいは変更の案件。それから、住民の方に義務を課す、あるいは権利の制限をするような内容の条例の制定、あるいは改廃の場合。さらには、広く町民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定、例えばこの複合施設の建設の際もそういった手続をとらせていただきましたけれども、そういったものを対象として実施してきたものでございます。

議員よりご提案のございました説明会ということでございますけれども、現在のパブリックコメント制度の運用の中では実施はしていないところでございますけれども、例えば地区によりましては、「共創のまちづくり出前講座」などの制度をご活用いただいて、担当職員が地域に出向いて説明をさせていただくなどの手法をとられているところもあると認識しております。さまざまな手段を用いまして、今後とも幅広い町民の皆様のご意見をお伺いしながら、政策形成のプロセスにかかわっていただけるような努力をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 最後にお話しいただきました出前講座、私もちょっとお願いしたことではないのですが、こういったものの活用をぜひさらなる利活用の推進を図るべく、情報提供を進めていただければと思います。

パブリックコメントも関連しますけれども、広報と広聴、聞くと話すとお伝えするということは、これはセットであろうと思います。その広聴機会としては、先ほどのまちづくり座談会、広報直通便、先ほどのパブリックコメント、ご意見箱、さまざまな手法

で広聴に取り組みおられることを本当にありがたく思っております。その中で、パブリックコメントというので実際どれぐらいのご意見が集まっているのか、現状についてお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 企画政策課長、菅間直浩君。

○企画政策課長（菅間直浩） パブリックコメントの状況ということでございますけれども、これまでさまざまな構想、計画なり、施設の建設計画等で実施してきた中で、直近のものとしたしましては、第6次総合計画の基本計画について実施してきたところでございます。こちらにつきましては4名の方から49件のコメントをいただいているところでございます。それから、まちづくり複合施設、こちらの基本設計の中間報告を平成27年に開催した際は23件のパブリックコメントをいただいております。そのほかの件につきましては、案件によっては全くなかったというものもございまして、1件、あるいは2件というものもございまして、これは計画の内容等によってもあるのかと思っておりますけれども、そのようなことで実施してきたところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 第6次総合計画の基本計画では、4名49件ということで、数の多い、少ないは私が判断することではないわけですが、しっかりとその取り組みが伝わって意見が集まっているということについては素晴らしいことと思っております。あわせてパブリックコメントにつきまして、こちら実施要領、要綱ですね、こちらを見ますと、町内に在する、学校に在学する者、学生もその意見を出せますと書いてある。大変にこれは素晴らしいことであり、これからも伸ばしていただきたいと思っております。そういった意味では、学生がきちんとこういった取り組みに理解を示し、意見を出せる、そんな白鷹町にぜひなっていたきたいし、そのきっかけとしてこのパブリックコメントを上手に活用いただきたい、伝えていただきたいと思っております。

続きまして、3番目、人材育成について改めてお伺いいたします。

先日、ことしの9月18日ですけれども、議員研修としまして都内の一般財団法人地域活性化センターへ伺ってまいりました。そこでは6次産業化などについて学んでまいりましたが、そこには全国の自治体、民間も含めてですけれども、職員が派遣されておりまして、そこではセンターの職員としてさまざまな研修会を企画・運営したり、地域課題を解決するため奮闘したりと、多くの経験と学びを得たようでございます。トップクラスの講師の方から学びを得たり、全国の仲間と交流を深める中で、人間としてもさまざまな成長を遂げられているのではないかと思います。こちらにはお隣の長井市、同じ置賜では小国町からそれぞれ若手の職員が出向されておりましたので、こういった取り組みはとても身近なものだということを改めて感じたところでございます。

先ほどご答弁いただきましたけれども、白鷹町でもこれまでこういった取り組みと同等以上に人事交流というのを図られている、県との人事交流も進められておられるとい

うこととお伺いしましたが、林野庁との人事交流は昨年で終わったということですので、これからもぜひ人事交流を推進していただきたいと思いますので、改めてお願いと今後の方針などについてお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 地域活性化センターで研修なされてきたということですので、私からあえて申し上げる必要はないと思いますが、その理事長とは大変総務省の行政局長をなされておったときからのおつき合いをさせていただいております椎川さんという方でございまして、本町にも2度ほど足を運んでいただいている方でございます。秋田県の出身でございまして、その理事長の思いが地域おこし協力隊とか、それから定住自立圏とか、いろいろなそういう形での方向性を打ち出しているところと。

そのほかに、今、置賜広域行政事務組合でそれぞれの自治体、3市5町から職員を研修したいという方を募っていただきまして、先生をお呼びしての研修会とか、東京港区の地域づくりの本当に専門にやっている方、職員いらっしゃいますので、その先生を学び合うとか、確かにすばらしい効果が上がっているものと思っているところでございます。

私も決してそれを否定するものでなく、やりたいとは思いますが、今、我が町の状態は先ほど申し上げましたように、職員が非常に少ない状況の中で、そして地方分権、地方分権です。毎年、毎年新たな事務量が、ボリューム的には大したことないのですが、1人でそれを受けるといことになりますと、0.3人とか、0.2人という単位で必要になってくるということでもあります。

それらを考えますと、なかなか職員研修をしながら将来の町民の皆様のサービスというものを低下しないで、さらには中央の情報を生かしながらまちづくりを進めていくという中では、非常に大切なことだと認識しております。そのようなことを含めて、ただ、今現在、目の前でやらなければならないという部分について、実は森林・林業の再生ということで、緑の循環システムを実現するために、直接林野庁に出向きながら研修をさせていただくと。そして、林野庁からも職員を送っていただきながら、彼らが今まで積み上げてきた内容を我々は実践に移していくということのつながりを持ってきた研修をさせていただいてきたと、交流をさせていただいてきたということでもあります。

今、やらせていただいております県との人事交流につきましては、実は白鷹町という中ではもう相当なプロが育っております。町だけの話です。ただ、県内35自治体の状況、そして、ある面で言うと、分析する能力、比較する能力、そして将来を見据える能力というものを、やはり育てていかなきゃならないということで、今、市町村課に職員を1名派遣をさせていただいておりますし、そして、今、白鷹町にも1名来ていただいているということでもあります。

そのほかに今、西置賜行政組合にも1名職員を派遣させていただいておりますけれども、やはり今、西置賜行政組合も非常に大きな分岐点に差しかかっております。将来に向けては消防署の行政が、いずれにいたしましても置賜と一緒にするという目標は設定をさせていただきます。それらの基礎づくりをしなければならないということです。それから、おいたま荘でございます。今泉にありますおいたま荘を公設民営化をしなければならないということで、これは決定をしながら取り組んできたところでございました。

それらを含めてのやはり人材が必要だということで、今、西置賜行政組合に派遣をさせていただきます、それらの取りまとめなどを進めながら、我々の同じ仲間としての自治体としての取り組みを進めさせていただいてきているということでございまして、今後におきましても、人事交流ということについては、その視点を明確に持ちながら、そして町にとってプラスになるということを念頭に置きながら、職員の人事交流などを図っていきたいと思っております。これは相当長期的視点が必要でございますので、この辺については、やはり町職員の今の職員数なども頭に入れながらやっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 丁寧な答弁本当にありがとうございます。

なかなか派遣そのものは難しい、出向大変だということもやはりわかるわけでございます。その一方で、確か行政組合で行っているまちづくり事業、そういったものに町の職員が多分自分の時間を使って参加されて、先ほど町長がおっしゃった港区のまちづくりをやっている方々との交流を持ったり、その中で全国の方とのさまざまな交流を持つなど、個人的な取り組みをされている方もいらっしゃるようでもございます。そういった取り組みについてぜひ応援したり、また情報提供など、可能なこともあろうかと思ひますので、そういったことはぜひ進めていただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、やはり人材育成というのは本当に大切だろうと思ひます。白鷹中学校の校是であります「目を世界に心ふるさと」、これは大変によい言葉であると私は思っております。当局や地域における人材育成方針にも生かせる部分があるのではないかなとも思ひます。白鷹町は人材が豊富でいいよねと、そんな言葉が町の中からも外からも聞こえてくることを願ひ、以上で一般質問を終えさせていただきます。

○議長（今野正明） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

休 憩 （午前11時34分）

再 開 （午後 1時10分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第105号から議第106号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第5、議第105号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について並びに日程第6、議第106号 白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、以上2件は白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第105号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について及び議第106号 白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法等の一部改正により、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び関係条例について所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

初めに、議第105号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について、白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

制定要旨をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法等の一部改正により、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるとともに所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、改正の要旨の順に説明いたします。

第1条、目的、本条例の目的を定めるもの。

第2条第1項から第2条第3項、給与、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に対する給与について、給料、報酬及び各種手当等について定めるものでございます。

第3条第1項、等級別基準職務表及び上限額、フルタイム会計年度任用職員の職務について、等級別基準職務表を別表のとおり定めるもの。

第3条第2項、フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の基準に基づき、任命権者が決定することとするもの。

第3条第3項、フルタイム会計年度任用職員の給料月額の上限額を別表のとおり定め

るとともに、個々の給料は、その職務内容等を考慮し、当該上限の範囲内で、規則で定めることとするもの。

第3条第4項、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認めたものについては、前3項の規定にかかわらず別に定めることとするもの。

第3条第5項、前4項の規定については、パートタイム会計年度任用職員にも準用する旨を定めるもの。

第4条第1項、給与の額及び支給方法、前条の給料上限額以外についての各給与の額及び支給方法等については、規則で定めることとするもの。

第4条第2項、会計年度任用職員には、上記給与のほかにはいかなる給与も支給しない旨を定めるもの。

第5条第1項、費用弁償、パートタイム会計年度任用職員には、費用弁償を支給できる旨を定めるもの。

第5条第2項、費用弁償は、常勤職員との均衡等を考慮し、その額等を規則で定めることとするもの。

第6条、委任、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとするもの。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、文言の整理を行うもの。

附則第3項、白鷹町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

附則第4項、白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

附則第5項、白鷹町病院事業等職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正。

水道事業職員、技能労務職員、病院事業等職員についてそれぞれの会計年度任用職員の給与の種類を定めるとともに、その支給については常勤職員との均衡等を考慮した上で定めることとするもの。

別表、等級別基準職務表及び上限額、フルタイム会計年度任用職員に適用する等級別基準職務表及び給料月額の上限額を定めるもの。

参考に書いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議第106号 白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

こちらも制定要旨をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法等の一部改正により、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、特別職非常勤職員の整理等を行うほか、関係条例について所要の整備を図るものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、第5条、補償基礎額、改、地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法の適用対象とならない会計年度任用職員に対して、この条例に基づく公務災害補償を行う場合の補償基礎額を定めるもの。

第2条 白鷹町職員定数条例の一部改正、第1条、目的、改、文言の整理を行うもの。

第3条 白鷹町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部改正、第4条第1項、休職の期間、改、文言の整理を行うもの。

第4条第4項、会計年度任用職員に対する分限休職の期間について、任期の範囲内と定めるもの。

第4条 白鷹町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、第4条、減給の効果、改、パートタイム会計年度任用職員が減給処分を受けた場合に、減給の対象となる報酬の範囲を定めるもの。

第5条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、別表第3、第8条関係、改、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、別表の整理を行うもの。参考にありますので、ごらんをいただきたいと思います。

第6条 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条、育児休業をすることができない職員、改、非常勤職員について、育児休業の取得要件を定めるもの。

第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日、新、非常勤職員が育児休業を取得できる日について、原則子の1歳到達日まで、一定の要件を満たす場合は最長で1歳6か月到達日までと定めるもの。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合、新、前項について、さらに最長2歳到達日まで延長できる要件について定めるもの。

第2条の5、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間、改、条項を繰り下げるもの。

第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情、改、非常勤職員について再度の育児休業の取得要件を定めるもの。

第6条第2項、育児休業している職員の期末手当等の支給、改、会計年度任用職員には勤勉手当が支給されないことから、育児休業取得者に係る勤勉手当の特例支給規定について、会計年度任用職員を適用対象から除外するもの。

第7条、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整、改、育児休業から復帰した職員に対する号級調整について、会計年度任用職員を対象から除外する旨を定め

るもの。

第8条、育児短時間勤務をすることができない職員、改、文言の整理を行うもの。

第18条、部分休業をすることができない職員、改、非常勤職員について、部分休業の取得要件を定めるもの。

第19条第1項から第19条第3項、部分休業の承認、改、非常勤職員が部分休業を取得する場合の取得時間について、1日につき最長2時間と定めるとともに、取得単位等を定めるもの。

第7条 白鷹町交通指導員設置条例の一部改正、第2条、任務、第4条、委嘱、第5条、任期、第6条、報酬及び費用弁償、第7条、公務災害補償、改、特別職非常勤職員から交通指導員が除外されたことに伴い、文言の整理を行うもの。

第8条 白鷹町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、第2条第2項、職員の派遣、改、引用条項の整理を行うもの。

第9条 白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第3条、報告事項、改、人事行政の運営等の状況の報告及び公表の対象から、パートタイム会計年度任用職員を除外するもの。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、第1条の改正規定は、施行日以後に発生した事故に起因するものに係る補償について適用する旨を定めるもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第105号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第105号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第106号 白鷹町地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第106号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第7、議第107号 白鷹町区長等設置条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第107号 白鷹町区長等設置条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正による特別職非常勤職員の要件厳格化に伴い、区長等の身分を明確に位置づけるため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第107号 白鷹町区長等設置条例の設定について。

白鷹町区長等設置条例を次のように制定する。

白鷹町区長等設置条例。

制定要旨をごらんいただきたいと思えます。

本件につきましては、地方公務員法の一部改正により特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、区長、副区長、町内長の身分を特別職非常勤職員として明確に位置づけるため制定するものであります。

条項、見出し、制定の要旨の順に申し上げます。

第1条、目的、この条例の制定目的を定めるもの。

第2条、設置、区長、副区長、町内長を設置する旨を定めるもの。

第3条、委嘱、区長等は、別に定める区域又は町内の住民から推薦された者に対し委嘱するものであります。

第4条、区長、副区長の任期、区長、副区長の任期は3年とするもの。

第5条、町内長の任期、町内長の任期は1年とするもの。

第6条、会議、必要に応じて会議を招集できる旨を定めるもの。

第7条、庶務、区長等に関する庶務は、総務課において処理することとするもの。

第8条、委任、この条例に定めるもののほか、区長等に関する必要な事項は別に定めるもの。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、第4条の規定に関わらず、現在在職中の区長、副区長の任期は、令和3年3月31日までとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

2番、金田 悟君。

○2番（金田 悟） それでは、本条例の制定の背景について、もう少し詳しくお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） それでは、ご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による法律の施行に伴いまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設され、任用を含む規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化が行われました。この特別職の非常勤職員の任用要件の厳格化により、総務省の見解によりますと、本町で申し上げますと、区長、副区長、町内長については、行政と地域との連絡調整役が主たる業務ということに捉えられまして、これまでの任用形態では特別職、非常勤職員としては任用できないということが示されたものでございます。

本町を含めまして、多数の自治体からは問い合わせいろいろあったようですが、そのまま覆らないままにそのように示されたままということになったものでございます。

○議長（今野正明） 2番、金田 悟君。

○2番（金田 悟） わかりました。それでは、なぜ条例の制定という手続が必要になったのかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

現在は地方公務員法の第3条第3項第3号によりまして、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずるものの職ということで、現在は任用しておりますが、そこにつけ加えられたものがありまして、専門的な知識経験、または識見を有する者がつく職であって、当該知識経験者、経験又は識見に基づき助言、それから調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものに限るという要件が示されたものでございます。これによりまして、本町でいいます区長等につきましては、該当しなくなるということでもあります。

しかしながら、本町の進めております共創のまちづくりの視点でさまざまな機会におきまして、各事業において適宜ご意見をいただくなど、重要な役割を担っていただいておりますので、今回、改めて新たな条例を設定いたしまして、地方自治法に規定する町の附属機関ということで位置づけるものでございます。これによりまして、地方公務員

法の第3条第2項に該当することになりまして、これまで同様、区長、副区長、町内長の身分を明確に位置づけることによりまして、特別職の非常勤職員ということで今後も参画いただくということにしたいというものでございます。

○議長（今野正明） 11番、関 千鶴子さん。

○11番（関 千鶴子） 議会にはきょうこういう形で上程されたわけですがけれども、今後、この関係者、区長、副区長、町内長の皆さんにはこの後ご説明ということになりますか。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） その件につきましては、過日、区長会の役員会では一応お話しさせていただいております。今後、年度末までに区長等の総会も予定されておりますので、そちらで説明をしていきたいと思っております。

○議長（今野正明） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

それでは、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

なければ、次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。6番、笹原俊一君。

〔6番 笹原俊一 登壇〕

○6番（笹原俊一） 白鷹町区長等設置条例について、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例設定は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化が行われたことによるものであると認識しております。総務省の見解によれば、区長、副区長、町内長については、行政と地域との連絡調整役が主たる業務と捉えているようであり、これまでの任用形態では特別職非常勤職員として任用できないとの認識が示されたことによるものでございます。

しかしながら、本町における区長、副区長、町内長の役割は、連絡調整にとどまらず、人口減少、少子高齢化が進む中、さまざまな地域課題に対して地域を取りまとめ、行政と連携しながら対応していただくなど、まちづくりや地域づくりにおいて重要な役割を担っていただいております。特に、空き家対策や防犯面、不法投棄など、環境衛生面、学校教育や地域の文化伝承など、地域を守り育てていく多くのことに携わっていただいておりますことは誰もが知るところでございます。

また、近年、全国各地で豪雨災害等が頻発しており、自助、共助の充実に向けた対応が求められる中、全地域に組織化されている自主防災組織のリーダーとなって各地区を熟知し、災害時の地域における共助のかなめとして地域の安全・安心の確保にご尽力いただいているところであります。

このように、本町では区長、副区長、町内長につきましては、行政組織の一部として大きな役割を担ってきた歴史があり、まさに地方自治の一翼を担っていただいております。

す。今後においても、その職務はなくてはならない要職であり、特別職としてふさわしいものと考えます。条例として新たに設定することは、まさに町民の安心・安全な地域づくりに重要な業務を日常的に行っていただいている特別職として敬意を払うべき職務と捉えるものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（今野正明） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 討論終結と認めます。

これより採決いたします。

議第107号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第108号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第108号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

山形県地域医療構想を踏まえ、病院の病床を10床削減し60床にするとともに、訪問看護ステーション事業を廃止するため提案するものであります。

なお、内容につきましては、病院事務局長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

議第108号 白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町病院事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。

本件につきましては、山形県地域医療構想を踏まえ、病院の病床数70床を10床削減し、60床とするとともに、病院事業等に設置する訪問看護ステーション事業を廃止するため

所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

題名、改、題名を改めるもの。

第1条第2項、設置、改、訪問看護ステーション事業の設置の規定を削除するもの。

第2条、位置・名称、改、訪問看護ステーション事業の位置、名称の規定を削除するもの。

第3条第1項、第3条第2項、経営の基本、改、文言の整理を行うもの。

第3条第5項、病院事業の病床数について70床から60床へ改めるもの。

第5条、訪問看護ステーション事業の利用料等、改、訪問看護ステーション事業の利用料等の規定を削除するもの。

第6条、手数料、改、文言の整理を行うもの。

次ページをお開きください。

第11条、重要な資産の取得及び処分、第12条、議会の同意を要する賠償責任の免除、第13条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第14条第1項、第14条第2項第3号、業務状況書類の作成、以上全て改でございます。文言の整理を行うものでございます。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、改正前の白鷹町病院事業等の設置等に関する条例第5条の規定による利用料の取扱いについては、なお従前の例によるもの。

附則第3項、改正後の第14条の規定に関わらず、令和元年度の訪問看護ステーション事業会計については、なお従前の例によるものとし、この条例の施行の際、訪問看護ステーション事業会計に属する資産等については、町立病院事業会計に帰属するものとするもの。

附則第4項、白鷹町病院事業等職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正、文言の整理を行うもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第108号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○議第94号から議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第9、議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第11、議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上、各会計補正予算3件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、台風19号により被害を受けた農地農業用施設・道路等の災害復旧対応を初めとして、萩野地区農業経営高度化支援事業等の農業関連施策や町立病院の経営基盤強化経費を計上するとともに、町民生活の安全・安心の確保のため、除雪経費等について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国・県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、鮎貝小学校プール改修工事実施設計業務等に係る債務負担行為の追加を行うものでもあります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億8,633万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ92億6,819万4,000円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,633万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億6,819万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

次のページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

14款国庫支出金、844万5,000円、6億8,302万6,000円。

15款県支出金、5,368万2,000円、7億5,592万7,000円。

17款寄附金、100万円、6,600万1,000円。

19款繰越金、9,522万5,000円、5億5,243万円。

20款諸収入、348万円、1億3,835万6,000円。

21款町債、2,450万円、16億3,730万円。

歳入合計、1億8,633万2,000円、92億6,819万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款議会費、27万4,000円、1億1,453万5,000円。

2 款総務費、669万6,000円、22億4,828万1,000円。

4 款衛生費、2,049万8,000円、6億229万5,000円。

6 款農林水産業費、1,532万3,000円、6億1,933万3,000円。

7 款商工費、140万7,000円、5億8,563万7,000円。

8 款土木費、5,044万2,000円、6億7,255万8,000円。

9 款消防費、284万6,000円、3億6,371万2,000円。

10款教育費、194万6,000円、6億5,431万2,000円。

11款災害復旧費、7,690万円、1億1,597万8,000円。

14款予備費、1,000万円、2,000万円。

歳出合計、1億8,633万2,000円、92億6,819万4,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、追加でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

荒砥高等学校活性化事業、令和元年度から令和2年度、400万円。

農業競争力強化利子補給、令和元年度から令和11年度、1万3,000円。

鮎貝小学校プール改修工事実施設計業務、令和元年度から令和2年度、170万円。

第3表、地方債補正、追加でございます。

記載の目的、災害復旧事業、限度額2,450万円、起債の方法、利率につきましては、

借入先との協定による。償還の方法につきましては、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借り換えることができる。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第110号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第110号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、施設の修繕等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,720万円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第110号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,720万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、合計のみ、ご説明申し上げます。

歳入。

4款繰入金、4万2,000円、1億7,740万8,000円。

5款繰越金、87万円、804万7,000円。

歳入合計、91万2,000円、6億1,720万円。

次のページをごらんください。

歳出。

1款公共下水道費、91万2,000円、3億6,991万9,000円。

歳出合計、91万2,000円、6億1,720万円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況を踏まえ、一般会計からの負担金及び医業費用等の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収入及び支出の総額にそれぞれ1,500万円を追加し、収益的収入を11億7,261万円に、収益的支出を11億9,261万円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらん願います。

議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、令和元年度白鷹町立病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

以降、項目、補正予定量、計のみ申し上げます。

第1号、年間患者数、外来、723人の減、3万9,042人。

第2号、1日当たり患者数、外来、3人の減、162人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

以降、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款、病院事業収益、1,500万円、11億7,261万円。

支出。

第1款、病院事業費用、1,500万円、11億9,261万円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

○議第109号から議第111号の予算特別委員会付託

○議長（今野正明） お諮りいたします。令和元年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和元年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 （午後1時55分）

再 開 （午後2時45分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

○議事日程の説明

○議長（今野正明） お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の変更議事日程のとおり変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議第109号から議第111号までの報告、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第12、議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について（予算特別委員長報告）から日程第14、議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）までの以上3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和元年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に審査を付託した案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、奥山勝吉君。

〔予算特別委員長 奥山勝吉 登壇〕

○予算特別委員長（奥山勝吉） 予算特別委員会審査報告書。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査結果の順で報告いたします。

議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第110号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

まず、議第109号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第109号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第110号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第110号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第111号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第111号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の

規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後 2 時 5 0 分〉